

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部流域政策局）

諮問 日：平成 26 年 5 月 8 日（諮問第 96 号）

答申 日：平成 27 年 10 月 19 日（答申第 87 号）

内 容：「県が関係業者等と行った面談の内容が示されている公文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 26 年 1 月 23 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

- 請求 1 放射能に汚染された木材チップに関する県の指示書に対する関係業者からの回答が示されたとされる 2013 年 10 月 22 日以降に、県が関係業者ならびに新規の業者に伝達した内容（県から業者への要望、要請、指示、命令など）を示す全ての公文書
- 請求 2 県がこれまで関係業者および新規の業者と行った面談（電話や電子メールなどでの交信を含む）の内容が示されている全ての公文書（県が提示した「経過の詳細」に示されている A 氏、B 氏、C 氏を含む）

2 実施機関の決定

同年 2 月 7 日、実施機関は、本件公開請求のうち請求 1 に対して、対象公文書は不存在であるとし、また、請求 2 に対して、別表 2 の「特定した公文書」欄の文書を特定の上、同表「非公開部分」欄の部分と同表「非公開理由」欄の理由により公にしないとして、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年4月8日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

全部が非公開とされた文書（文書1、文書3、文書5、文書7、文書8および文書9）の公開を求める。

2 異議申立ての理由

（1）条例第6条第1号ただし書イおよび第2号ただし書該当性について

条例第6条第1号ただし書イおよび第2号ただし書においては、「人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は非公開情報から除くこととされている。高島市の河川敷に放置された木材チップは、放射性セシウムに汚染されていることが明らかに認められており、なぜこのような危険物が持ち込まれたのか、今後、この木材チップがどのように取り扱われることになるのかなどといった事柄は、県民、とりわけ投棄現場の近隣の住民にとっては、生命、健康、生活などに深く関わる問題である。

したがって、条例第6条第1号および第2号を理由として、文書を全面的に非公開とすることは明らかに妥当性を欠いており、個人や法人等に関わる情報に関しても非公開とする部分を最小限にとどめ、できる限りの公開に努めるべきである。

（2）条例第6条第3号該当性について

処分がいったん決定された後に、新たな理由を挙げて非公開とすることが許されるのであれば、処分は確定的なものではないということになり、決定の法的意義が失われることになる。

実施機関は、警察本部長に対して、公開の可否について意見照会を行い、警察本部長が条例第6条第3号に該当すると回答したことを理由に非公開にするとしているが、警察本部長の判断を仰ぐという県の行為には疑問を抱かざるを得ない。

また、仮に、現時点（当該主張がなされた時点のこと。以下、第4においても同じ）では捜査の必要上、非公開とすることが許されるとしても、捜査が終了し、起訴、不起訴などの処分が決定された場合には、その時点において、捜査に支障を来すという理由は消失するため、公開が可能になるものと考えられる。

（3）条例第6条第6号該当性について

実施機関は、全面的に非公開とした文書の大半に関して、「県の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ことを理由に挙げているが、このような漠然とした一般的理由で非公開とすることが許されるのであれば、県の事務に関する情報は、いかなる類のものであっても恣意的に非公開とすることが許されることになる。条例第6条第6号の規定を適用するのであれば、当該事務の性質がいかなるものか、当該文書のどの部分を公にすると、当該事務の適正な遂行にどのような支障を及ぼす懸念があるのかを具体的に説明すべきである。これらの具体的な説明を全く抜きにして、全部を非公開とすることは「公開を原則とする」という条例の精神を無視するものであり、到底公正な対応とは言えない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件公開請求の背景

本件処分は、高島市で発生した木くずの不法投棄事案（以下「本件不法投棄事案」という。）に係る文書についてのものである。

本件不法投棄事案は、高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸の琵琶湖流入付近の河川敷および隣接の私有地において、延長 573mにわたって木くずが敷設されるとともに、木くずが入った大型土のう袋 77 袋が放置されていたものであり、実施機関は、平成 25 年 4 月 25 日に住民から通報を受け、翌 26 日に現地確認を行った。

以後、実施機関は、河川法違反の事案として行為者を特定するための調査および行為者と目される者に対する行政指導を行ってきた。

本件不法投棄事案の現場の原状回復については、自主撤去の申出のあった企業が復旧作業を行い、平成 26 年 3 月 4 日に完了した。また、同日、実施機関は、本件不法投棄事案の行為者と疑われる者 3 名について、河川法および廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の疑いで、滋賀県警察本部に告発状を提出し、翌 5 日に受理されている。

3 本件対象公文書について

文書 1 および文書 3 は、実施機関が、本件不法投棄事案に関わったと目される者に対して行った電話による事情聴取の内容を記録した復命書である。

文書 5 は、実施機関による聴き取りの際に、情報提供者が実施機関に提供した資料である。

文書7は、本件不法投棄事案の行為者と目される者に対して、指示書の交付を行った際の記録および相手方からの提供資料である。

文書8および文書9は、本件不法投棄事案に関わったと目される者との面談の内容を記録した復命書等である。

4 非公開理由について

(1) 条例第6条第1号該当性について

非公開部分には、個人の氏名、生年月日、住所、連絡先および役職名の記載があり、これらの部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものにあたる。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

非公開部分には、法人等の名称、所在地、代表者名、連絡先、社印印影および金融機関の口座情報等の記載があり、これらの部分は、法人等に関する情報にあたる。

これらの情報を公にすると、実施機関としては、本件不法投棄事案の行為者を確知・特定するための調査段階であるにもかかわらず、情報が記載されている法人等があたかも河川法違反の行為をなした者として特定され、実施機関から指導の対象とされている法人等であるかのような印象を与えることになり、当該法人等の社会的評価が不当に害され、事業の運営上の利益が損なわれるおそれがあると認められる。

今回、保護されるべき権利利益は、当該法人の社会的評価であって、これが損なわれると、当該法人等が行う営業・取引・契約等の事業運営が著しく阻害され、ひいては当該法人等の存続にも影響することが考えられるため、保護の必要性が高いものである。

したがって、非公開部分のうち法人等の名称、所在地、代表者名、連絡先、社印印影および金融機関の口座情報等は、条例第6条第2号に該当する。

(3) 条例第6条第1号ただし書イおよび第2号ただし書該当性について

確かに、不法投棄された木くずは放射性物質を含むものではあるが、実施機関による検査の結果、敷設された木くずについては、1kgあたり180～2,600ベクレルの、土のう袋に入った木くずについては、1kgあたり2,700～3,900ベクレルの放射性セシウムを検出するにとどまっている。これは「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」により、国が責任を持って処分するものとされている「指定廃棄物」となる1kgあたり8,000ベクレルを下回るものであり、廃棄物処理法に基づき通常の廃棄物として処理することが可能なものである。

また、木くずの人体への影響を確認するため、平成25年9月11日に、現地の放射線の空間線量率を測定したところ、最も高い所は、1時間あたり0.41マイクロシーベルトであった。その影響については、仮に、木くず敷設以降、現場への立入禁止措置等を行うまで

の6か月間、毎日8時間その場所に立ち入ったとしても、追加被ばく線量は0.543ミリシーベルト程度で、国が基準としている国際放射線防護委員会勧告の年間1ミリシーベルトの半分程度である。

以上のことから、本件木くずに関する情報は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とは言えず、条例第6条第1号ただし書イおよび第2号ただし書には該当しない。

(4) 条例第6条第3号該当性について

公文書一部公開決定通知書においては記載していなかったが、非公開部分について条例第6条第3号の非公開理由を追加する。

本件不法投棄事案については、平成26年3月4日、河川法違反および廃棄物処理法違反により、関与が疑われる者を滋賀県警察に告発したところであり、現在、警察において事案の全容解明、被疑者の検挙に向けた事件捜査が行われている。

本件不法投棄事案は、会社ぐるみによる組織的犯行であることが見込まれるほか、関与が疑われる者が今回告発した者に止まらず多数に及ぶことが見込まれる。仮に、非公開文書を公にすれば、現時点で把握されている捜査対象者以外の関係者が、捜査当局が把握している情報を知り得ることになり、供述の口裏合わせなど証拠隠滅が行われるおそれが十分に考えられる。

警察本部長に対して、公開の可否について意見照会を実施したところ、現在、捜査中の事案であり、今後、関係者等に対する事情聴取など事件捜査を尽くして事案の全容解明を図らなければならないことを考慮すれば、事件捜査が未だ終了していない現時点において、たとえ断片であっても非公開部分を公にすれば、今後の事件捜査に著しい支障を来すことは明らかであり、条例第6条第3号に該当する情報である旨の回答を得ている。

(5) 条例第6条第6号該当性について

非公開とした文書を公にすると、調査の対象者が公開を意識して実施機関の調査に対し、事実と異なる回答を行う可能性があり、また行為者に実施機関側の手の内を明かすことになるほか、調査の対象者が他の調査の対象者の情報を得ることにより、その後の実施機関の調査に対し回答を拒否する、その内容を偽る、あるいは証拠物を隠匿するなど情報の操作を行うことによって、実施機関による調査が難航し、その結果、正確な事実の把握が困難となることが予想される。また、今回の事案に止まらず、将来の調査にあたっては、同様の支障が生じるおそれが見込まれる。

したがって、非公開とした文書は、公にすることによって、事実関係を把握するための調査という実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第6条第6号に該当する。

なお、木くずについては、現時点においても他の複数の地方公共団体が廃棄物処理法に基づく調査を行っているとのことであり、地名等の情報を公にすれば、それらの調査の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、本件不法投棄事案に関して、請求1および請求2の文書の公開が求められたものである。

実施機関は、本件公開請求について、請求1に対して対象公文書が不存在であるとし、請求2に対して、別表2のとおり、9件の文書を特定の上、その一部を非公開としたものであるが、異議申立人は、その全部が非公開とされた文書1、文書3、文書5、文書7、文書8および文書9の公開を求めていることから、以下、当該文書に記録された情報の非公開情報該当性を検討する。

なお、実施機関は、本件処分後の平成26年12月19日に、事案の経過や実施機関の判断や対応についてまとめた事案総括を公表しており、当審査会としては、こうした状況の変化をも考慮した上で判断を行うものである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を

除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。そして、特定の個人を識別することができるかどうかは、一般人を基準として判断することが適当である。

なお、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

イ 非公開部分の条例第6条第1号該当性について

(ア) 不法投棄を行った者の氏名

本件不法投棄事案に係る不法投棄を行った者(以下「不法投棄者」という。)の氏名は、すでに事案総括において公にされている情報である。

したがって、当該情報は、条例第6条第1号ただし書アに該当し、同号本文の非公開情報に該当するものとは認められない。

(イ) 法人の代表者の氏名

法人の代表者の氏名は、商業登記簿において閲覧が可能な情報である。

したがって、当該情報は、条例第6条第1号ただし書アに該当し、同号本文の非公開情報に該当するものとは認められない。

(ウ) 実施機関の職員の所属、役職、氏名および印影ならびに国の行政機関の職員の所属、役職および氏名

実施機関の職員の所属および役職ならびに国の行政機関の職員の所属および役職は、公務員の職および当該職務遂行の内容に係る情報である。また、実施機関の職員の氏名および印影ならびに国の行政機関の職員の氏名は、従来、公開とする運用がなされているものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第6条第1号ただし書アまたはウに該当し、同号本文の非公開情報に該当するものとは認められない。

(エ) (ア) から (ウ) の他の個人の氏名、住所、生年月日、電話番号等

(ア) から (ウ) の他の個人の氏名、住所、生年月日、電話番号等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、当該情報は、条例第6条第1号に該当するものであると認められる。

(2) 条例第6条第1号ただし書イ該当性について

ア 条例第6条第1号ただし書イについて

条例第6条第1号ただし書イは、保護されるべき個人情報であっても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。そして、「公にすることが必要であると認められる」とは、非公開とすることによって保護される利益と公にすることにより保護される利益の比較衡量を行い、その結果、後者が前者に優先すると認められる場合をいうものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第1号ただし書イ該当性について

異議申立人は、木くずの問題は、木くずが投棄されている現場近くの住民にとっては、明らかに人の生命、健康、生活などに関わる問題であり、条例第6条第1号を理由とした非公開部分を公にすることが必要であると主張している。

しかしながら、同号本文に該当する個人の氏名などの非公開情報を公にすることが、人の生命、健康、生活または財産の保護に繋がるものと認めるべき事情は見当たらない。

したがって、本件非公開情報は、条例第6条第1号ただし書イに該当するものとは認められない。

(3) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について

実施機関は、法人等の名称、所在地、代表者名、連絡先、社印印影および金融機関の口座情報等の情報を公にすれば、当該法人等があたかも河川法違反の行為をなした者として特定され、実施機関から指導の対象とされている法人等であるかのような印象を与え、当該法人等の社会的評価が不当に害されるおそれがあると主張している。

本件対象公文書に記録されている事業者（以下「関係事業者」という。）については、不法投棄者との関係性が必ずしも明らかとはなっていない者が認められ、こうした者について、事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号および印影など事業者が特定される情報（他の情報と照合することにより、特定される蓋然性が高いものを含む。）が公になれば、いかにも当該事業者が不法投棄者と特別の関係があるとの印象や不法投棄に関与していたとの印象を与え、当該事業者に対する社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあるものと認められる。

一方、電力事業者については、事案総括において名称が既に公表されており、これを公にしたとしても当該事業者の正当な利益を害するおそれはないものと言える。

また、関係事業者のうち木くずの敷設作業を行った事業者（以下「敷設事業者」という。）が特定される情報については、平成 27 年 3 月 5 日付け答申第 82 号（以下「先例答申 1」という。）において、条例第 6 条第 2 号アに該当しないものと判断していたところである。本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議した結果、先例答申 1 における判断を変更すべき事情の変化等は認められず、これと同一の判断に至った。その判断の理由は次のとおりであり、その内容は先例答申 1 と同旨である。

事案総括によれば、敷設事業者については、当該法人自ら、回答書において、河川敷に木くずを敷設する「作業を実施した」としており、当該法人が「木くずの敷設作業を請け負った法人」としてこうした作業を行ったことは、事実として公にされているものである。そして、許可なく河川敷に木くずを敷設する行為は、河川法第 27 条第 1 項および第 55 条第 1 項の規定に違反するものであって、通常、行政指導の対象となるべきものであると思料される場所である。

こうしたことからすると、敷設事業者については、指示書の相手方として行政指導の対象となるべき法人であったものと解される。また、本件不法投棄事案が、放射性物質に汚染された廃棄物の大規模な不法投棄事案であり、その結果として生じた琵琶湖の水環境や農水産物への風評被害の懸念、地域住民等の健康への不安といった社会的影響の重大性を鑑みれば、実際に木くずの敷設作業を行った法人の責任は軽微なものと言うことはできない。本件のような重大事案については、将来における同種事案の発生防止の観点からも、実施機関においては、可能な限りの情報公開を行い、積極的に説明責任を果たすことが要請されているものと考えられる。

これらのことを勘案すれば、敷設事業者が特定される情報が公になれば、当該法人に一定の影響が生じる可能性はあるものの、こうした影響は受忍せざるを得ないものであり、条例上保護される正当な利益が害されるものとは言えない。

以上のことから、電力事業者および敷設事業者が特定される情報は、条例第 6 条第 2 号アに該当しないものであるが、その他の関係事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号および印影など当該事業者が特定される情報（他の情報と照合することにより、特定される蓋然性が高いものを含む。）は、同号アに該当するものであると認められる。

（４）条例第 6 条第 2 号ただし書該当性について

ア 条例第 6 条第 2 号ただし書について

条例第 6 条第 2 号ただし書は、保護されるべき法人等に関する情報であっても、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。そして、「公にすることが必要であると認められる」とは、非公開とすることによって保護される利益と公にすることにより保護される利益の比較衡量を行い、その結果、後者が前者に優先すると認められる場合をいうものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ただし書該当性について

異議申立人は、本件不法投棄事案は、木くずが投棄されている現場近隣の住民にとって、生命、健康、生活などに深く関わる問題であり、条例第6条第2号ただし書により、公にすることが必要であると主張している。

一般に、県民が生命や健康等に不安を感じるような事故等が発生した場合には、情報公開条例の理念からすれば、実施機関は、可能な限りこれに関連する情報の公開に努めるべきであると言える。そして、本件木くずが放射性物質に汚染されていたことからすれば、将来にわたる影響の可能性を考慮し、積極的に同号ただし書を適用し、関係事業者の名称等を公開すべきとの意見があることは理解できないものではない。

しかしながら、実施機関が周辺地域で行ってきたモニタリング検査においては問題のある測定結果は認められないとされていること、また、法律上、本件木くずは通常の廃棄物として処理が可能なものとしてされていることなどからすると、現時点においては、現実には人の健康等に被害が発生するおそれがある状況にあるものとは言えず、今後、被害が発生する蓋然性があるものまで判断することはできない。

したがって、本件非公開情報は、人の生命、健康、生活または財産を保護するために、公にすることが必要であるものとは言えず、条例第6条第2号ただし書に該当するものとは認められない。

(5) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧または捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味しており、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定しているのは、同号に規定する情報については、その性質上、公開・非公開の判断に際し犯罪等に関する将来予測についての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、実施機関の第一次判断権を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを判断するのが適当であるとの趣旨であると解される。

イ 非公開部分の条例第6条第3号該当性について

実施機関は、本件不法投棄事案については、警察において事件捜査が行われており、非公開部分を公にすれば、今後の警察における事件捜査等に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

しかしながら、本件処分後の事件捜査、起訴を経て、現時点においては、不法投棄者に対する刑事裁判の判決は確定していることが認められるところである。

したがって、現時点においては、非公開部分を公にしても、警察の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えず、非公開部分は、条例第6条第3号に該当するものとは認められない。

(6) 条例第6条第6号該当性について

ア 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

イ 非公開部分の条例第6条第6号該当性について

実施機関は、非公開部分を公にすれば、調査の対象者が事実と異なる回答を行う可能性があるなど、本件不法投棄事案について実施機関による正確な事実の把握が困難となり、将来の調査においても支障が生じるおそれがあると主張している。

しかしながら、実施機関における調査は既に完了しているものと認められ、現時点においては、本件不法投棄事案に対する調査への支障は認められない。

また、本件不法投棄事案は、一般的に頻発するような事案とは考え難いところ、非公開とされている調査の内容等は、関係者に対する聞き取りなど本件事案に即して行われたものであると言え、こうした情報を公にしたとしても、今後、実施機関が他の事案に対して行う調査において具体的な支障が生じるものとは認められない。

なお、実施機関は、現時点においても、他の複数の地方公共団体において廃棄物処理法に基づく調査が進められおり、地名等の情報を公にすると、当該地方公共団体が行う調査に支障が生じるおそれがあると主張しているところであるが、対象となっている事案の内容や調査の進捗状況、公開によって生じる支障の内容等について具体的な説明は認められず、実施機関の主張するおそれは抽象的なものに過ぎないと判断される。

したがって、本件非公開情報は、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

4 付言

条例第7条においては、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と規定されている。これは、非公開情報が記録されている文書であっても、これを分離できるときには、「原則公開」の基本理念に基づき、非公開部分を除いてできる限り公開すべきことを定めたものと解される。

然るに、本件処分においては、複数の文書でその全部が非公開とされているところ、こうした取扱いに合理的な理由は認められず、実施機関が、当該文書に記録されている個々の情報について非公開情報にあたるか否かを十分に精査していたものとは言い難い。

また、異議申立人も主張しているが、本件決定通知書の「公文書の公開をしない理由」においては、具体的にどのような部分を、どのような理由によって非公開としたのかが、十分に示されているとは言えない箇所が見受けられる。

理由付記の制度は、条例第10条第3項により、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意的な判断を抑制するとともに、処分の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであり、公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する理由については、原則として当該決定を通知する書面の記載から知り得るものでなければならないものである。

実施機関においては、今後、条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

以上のことから、本件対象公文書の非公開部分のうち、別表1の「公開すべき部分」欄に記載した部分は、条例第6条第1号、第2号ア、第3号および第6号のいずれにも該当しないが、その余の部分は、同条第1号または第2号アに該当するものと認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成26年5月8日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年6月16日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年12月16日 (第231回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年2月17日 (第233回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年3月16日 (第234回審査会)	・異議申立人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成27年8月21日 (第238回審査会)	・事案の審議を行った。

平成27年 9 月29日
(第239回審査会)

・答申案の審議を行った。

別表 1

番号	頁	公開すべき部分
文書 1	1	「事業者の名称・電話番号」以外の部分
文書 3	3	「個人の氏名、事業者の名称」以外の部分
文書 5	1～2	「個人の氏名・住所・電話番号・ファクス番号・メールアドレス、事業者の名称・代表者の血縁関係（2頁2行目15～20文字目）、船舶の名称」以外の部分
	3	不法投棄者の氏名・役職、登記官の所属・役職・氏名・印影、文書の名称、項目名、認証文
	4～18 21～27 30～32	「事業者の名称・所在地・郵便番号・代表者名・電話番号・ファクス番号・印影・従業員数・事業所名・口座情報・許可番号、交付番号」以外の部分
	19～20 28～29	「事業者の名称・所在地・代表者名・許可の内容（文書番号、許可番号、交付年月日、許可の年月日、許可の有効年月日、中間処理の方法、産業廃棄物の種類、事業の用に供する施設、許可の更新または変更の状況（項目名は除く）」以外の部分
文書 7	55～61	「個人の氏名・生年月日・住所、事業者の名称・所在地・郵便番号・電話番号・ファクス番号・営業所名・口座情報・ホームページアドレス等、出版物の名称」以外の部分
文書 8	62	「個人の氏名、団体の名称、事業者の名称」以外の部分
文書 9	63～64	「個人の氏名、事業者の名称」以外の部分

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写し（文書5については、実施機関からの口頭説明の際、重複した頁等を整理して再提出されたもの）の通し頁のものである。

※「個人の氏名」は、不法投棄者、敷設事業者の代表者および実施機関の職員のものを除く。

※「事業者の名称」は、電力事業者および敷設事業者のものを除く。

別表 2

特定した公文書		頁	非公開部分	非公開理由			
番号	公文書の名称			1	2-ア	3	6
文書 1	担当者の電話対応メモ（復命書）	1	個人の氏名、役職、住所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所在地、代表者名、連絡先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法人名、木材チップ放置に至る経緯等			○	○
文書 2	担当者の電話対応メモ（復命書）	2	個人の氏名、住所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所在地、代表者名、連絡先等		○	○	○
			相手方の発言内容の一部		○	○	○
文書 3	6/24 11:00 ○○氏への確認事項（復命書）	3	個人の氏名、役職、住所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所在地、代表者名、連絡先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法人名、木材チップ放置に至る経緯等			○	○

文書 4	鴨川での木材チップ敷設事 案 (8/27) (復命書)	4	個人の氏名、住所、連 絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法 人名、木材チップ放置 に至る経緯等			○	○
文書 5	9月4日 情報提供者から の提供資料一式	5 ~ 49	個人の氏名、役職、住 所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法 人名、木材チップ放置 に至る経緯等			○	○
文書 6	一級河川鴨川の河川管理用 通路 (左岸河口部) での木 材チップの放置について (経過)	50 ~ 54	個人の氏名、役職、住 所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法 人名、木材チップ放置 に至る経緯等			○	○
文書 7	鴨川チップ事件に係る指示 書の交付について (復命書)	55 ~ 61	個人の氏名、役職、住 所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法 人名、木材チップ放置 に至る経緯等			○	○
文書 8	〇〇氏との面談について (復命書)	62	個人の氏名、役職、住 所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			都道府県名、地名、法 人名、木材チップ放置 に至る経緯等			○	○
文書 9	〇〇氏聴取記録 (要旨)	63 ~ 64	個人の氏名、役職、住 所、連絡先等	○		○	○
			法人等団体の名称、所 在地、代表者名、連絡 先等		○	○	○
			聴取内容			○	○

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

※「非公開理由」欄：1 = 条例第6条第1号該当、2 - ア = 条例第6条第2号ア該当、3 = 条例第6条第3号該当、
6 = 条例第6条第6号該当